平成２２年（フ）第９４号
群馬県伊勢崎市宮子町3416番地２　グリーンヴィレッジＢ102
債務者　高山　裕矢
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９６号
群馬県前橋市元総社町２丁目18番地７　ＮＫハイツ201号
債務者　真塩　知世
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９７号
群馬県前橋市二之宮町1722番地２　サイトーハイツ201号
債務者　芳賀　隆二
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９９号
群馬県伊勢崎市曲輪町23番22号　伊勢崎ハイツ202
債務者　柴崎加代子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１００号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町897番地タンポポハイツ２階
債務者　野上　和義
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１号
群馬県伊勢崎市東本町110番地10　ビセンテハウス東本町102
債務者　栗原　高広
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２号
群馬県前橋市下小出町２丁目44番地４　第３五十嵐マンション203号
債務者　白井　一夫（旧姓間仁田）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
千葉県市川市国府台５丁目13番４号
債務者　阿部　和貴
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８６号
千葉市若葉区都賀３丁目33番22号　アンビションエイト102号
債務者　槐　　裕二
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９６号
千葉県船橋市三山５丁目15番４号
債務者　福田　雅秀
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９７号
千葉県船橋市三山５丁目15番４号
債務者　福田　淑子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０４号
千葉市緑区おゆみ野３丁目28番地１　オーシャンビュー弐番館101号
債務者　安藤　和江
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３号
千葉県船橋市本町１丁目26番１号　コーポユーシン201号
債務者　青木　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５号
千葉市稲毛区小仲台３丁目２番５号
債務者　小原　紀彦
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３５号
千葉県船橋市北本町２丁目56番２号　塚田コーポⅡ―101号
債務者　宮本真理子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４４号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番26棟501号
債務者　小出三喜男
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５２号
千葉県船橋市田喜野井４丁目７番９号
債務者　石川　邦彦
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係